

令和3年3月8日

各本部委員
各単位団代表者 様

草津市スポーツ少年団
本部長 村上 嘉寛
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ少年団の活動について

今回の新型コロナウイルス感染症拡大対策に伴う活動自粛につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、滋賀県は2月26日に「コロナとのつきあい方滋賀プラン」のステージを警戒ステージから注意ステージに引き下げました。また、政府は近畿2府1県の緊急事態宣言を3月1日付けで解除しました。

こういった状況の中、草津市教育委員会におかれましては、県教育委員会からの通知を受け、中学校部活動の練習試合や他校との合同練習等について、活動制限を解除されました。

草津市スポーツ少年団と致しましても、今回の草津市教育委員会の対応を受け、**練習試合や合同練習等につきまして、下記「留意事項」のとおりとさせていただきます。**

つきましては、**下記内容を十分ご了知いただき、各競技団体や滋賀県教育委員会が作成している感染症対策ガイドライン等に従って、指導者の適切な判断のもと、活動いただきますようお願いします。**

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、国・県・市の要請や対応も日々更新されますことから、引き続き、関係機関からの情報提供の内容を十分ご了知いただき、適切に対応いただきますよう併せてお願いします。

記

スポーツ少年団活動実施の条件

1. 単位団団員の所属する学校の教育活動が、スポーツ少年団の事業・活動と重なった場合は、各学校の教育活動を優先させること。
2. 団員、保護者の判断を優先し、参加を強要しないこと。
3. 活動に使用する学校体育施設、社会体育施設等の使用許可にあたり、感染症対策などの付せられた条件を遵守すること。

留意事項

1. **緊急事態宣言対象区域での活動や対象区域に属する単位団との活動は不可**とします。
ただし、日本スポーツ少年団主催の公式大会への参加は**可**とします。
2. 上記以外の活動は、「3密」を避けるなど可能な限りの感染症対策を行った上で、**合宿や泊を伴う活動を含め通常の活動を可**とします。
3. 上記1の**活動不可部分を除き**、令和2年7月20日付け本部長名通知でお願いした「**他府県交流試合等届**」についても**不要**とします。

なお、ご不明な点等がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

草津市スポーツ少年団(草津市スポーツ協会)
草津市下笠町 161 草津市立総合体育館内
竹村/芝(TEL077-568-5300)(FAX077-568-5301)
E-mail:tail@taikyo.net
 :takemura@taikyo.net
HP : <https://taikyo.net>